

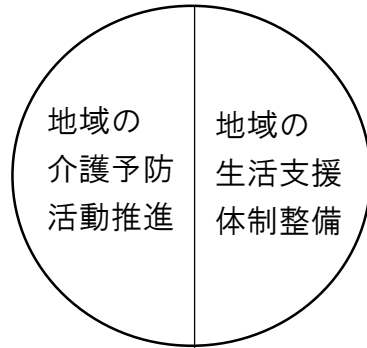
○ 東京都の補助金を活用した地域包括支援センターの機能強化について

平成 29 年度から新たに創設される都の補助金「介護予防による地域づくり事業補助金（仮称）」を活用，及び平成 28 年度から開始している「機能強化型地域包括支援センター設置促進事業補助金」の活用拡充による委託費増により，センターの業務のうち，**地域の「介護予防活動の推進」及び「生活支援の充実」に向けた取組みを強化する。**

【補助期間】平成 29 年度～31 年度（機能強化型は，30 年度まで） 【委託費の増額】+5,500 千円/センター

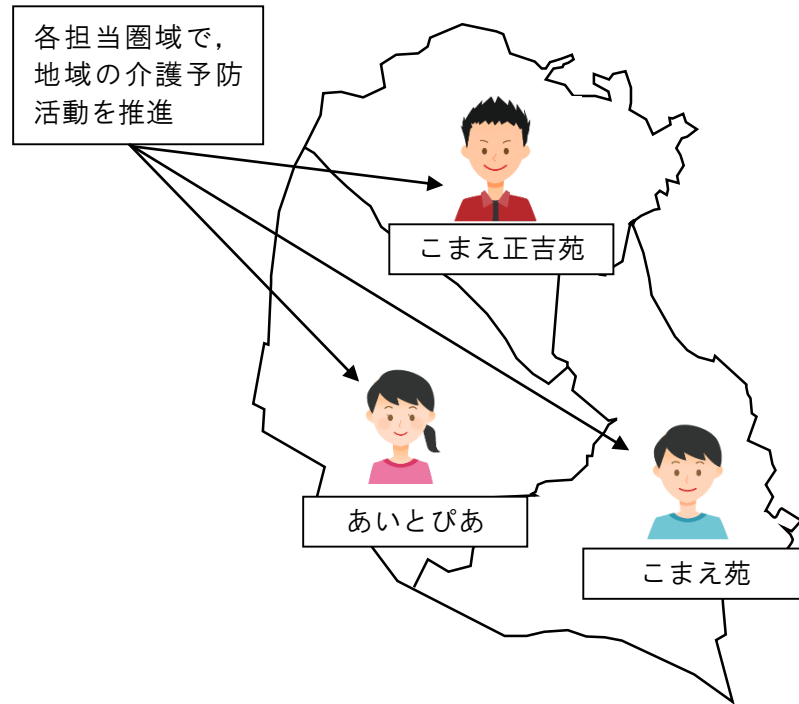
【具体的な取組み】

各地域包括支援センターの担当者が，市が手配する PT・OT 等の専門職との連携のもとで，各センターの担当圏域を対象として，地域の介護予防活動（活動団体の発掘，運営支援，施策の検討等）を支援する。



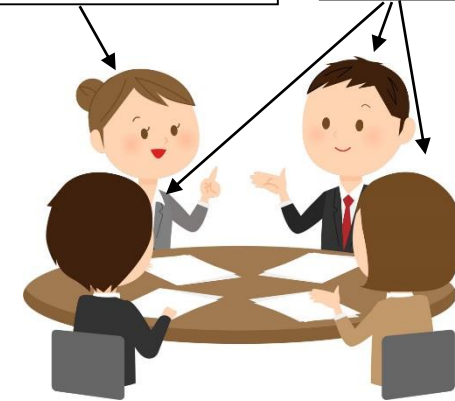
生活支援コーディネーターと各地域包括支援センターの担当者が，市全体を対象として，一体的に高齢者の生活支援の充実に向けた取組み（地域資源の発掘・開発，ネットワーク強化等）を進める。

資源の発掘等，個別の地域に密着した取組みを進める場合は，各圏域を担当するセンターの職員が中心となって進める（案）。



生活支援コーディネーター(社協)
資源開発等のほか，チームに係る庶務を担当
・協議体，連絡会の運営
・集約した地域資源のデータ入力 など

地域包括支援センター担当者



(仮)生活支援体制整備チーム